

令和2年度（2020年度）くまもと食の魅力発信事業について

1 飲食店を活用したプロモーションの実施

（1）首都圏バイヤー等に向けたオンラインランチフェアを開催

- ・期日：令和2年（2020年）11月17日(火)
- ・農水産物等のトッププロモーションを実施
（参加バイヤー等約60名、食材提供等熊本の事業者25社（91品））
- ・東京の飲食店と熊本市役所等をオンラインでつなぎ、農漁業者や食品関連事業者より農水産物や加工品のPRの実施
- ・東京の会場では熊本の農水産物（メロン、トマト、馬肉等）や加工品を使ったメニューを提供、展示



（2）大消費地の飲食店を活用

- ・3月1日(月)より、コスメキッチンアダプテーション3店舗(東京2店舗、大阪1店舗)にて「熊本フェア」を開催（令和4年2月末まで1年間にわたり開催）。シェフによる熊本産のトマトやいちご等を使用したレシピ開発、SNS 発信
- ・東京事務所による表参道のレストランを活用した熊本フェアに熊本産品（なす、みかん）を提供

2 首都圏に期間限定アンテナショップを開設

（1）東京の「旬八青果店」2店舗（大崎広小路店・目黒警察署前店）

- ・期間：令和2年（2020年）12月14日～令和3年（2021年）2月末まで
- ・内容：熊本の農産物（なす、馬肉等）や加工品を販売（20事業者71品目）



（2）首都圏のスーパーチェーン「KASUMI」20店舗

- ・期間：令和3年（2021年）令和3年（2021年）2月21日～23日

- ・内容：熊本の農産物（いちご、ミニトマト等）を販売

3 通信販売を活用した熊本産品のキャンペーン展開

（１）通信販売キャンペーンサイト開設

- ・内容：農漁業者や食品関連事業者、直販所等の通信販売サイトへのリンクバナーを一度に閲覧できるポータルサイトを開設。
- ・サイト名称：「くまもとフェア2020」
- ・開設期間：令和2年（2020年）12月1日～令和3年（2021年）2月7日
- ・参加事業者：39社
- ・閲覧回数：20,510回

（２）首都圏向け生協での農産物の販売

- ・カタログ掲載期間：令和2年（2020年）12月27日～令和3年（2021年）5月31日
- ・内容：おうちCO-OP（神奈川県・静岡県・山梨県の消費生活協同組合ユーコープ）
- ・品目：デコボン（2社）

4 バイヤーとのマッチング・産地訪問等

日 時	内 容	熊本の事業者数
10/13～10/14	バイヤー（東京促成青果）による産地訪問	4社
11/4～11/5	アンテナショップバイヤーと事業者のマッチング	18社
11/17	アンテナショップバイヤーと事業者のマッチング（東京会場・オンライン）	2社
11/23～11/24	フェア開催事業者（コスメキッチンアダプテーション関係者）による産地訪問	5社
12/3～12/4	アンテナショップバイヤーによる産地訪問、マッチング	2社

5 地元向け販売促進サポート

- ・通信販売や販路開拓、商品デザイン、商品開発をテーマとしたセミナーを開催
期間：令和2年（2020年）10月13日～11月24日（全4回）
参加人数：46人
- ・九州の百貨店等のバイヤーへ商品提案実施予定
（令和3年（2021年）2月～3月）
- ・商品開発や通信販売、販路開拓についての個別相談窓口設置

(令和2年(2020年)9月~令和3年(2021年)2月)

相談事業者: 9社(延べ12回)

6 首都圏アンテナショップ・プロモーション売上高

2021年2月28日現在 (単位: 千円)					
	店舗名	住所	開設期間	取扱品目	売上高
1	●旬八青果店	大崎店: 東京都品川区西五反田1丁目22 池上線五反田高架下 目黒店: 東京都目黒区中目黒4丁目5-2 福田ビル 1F	12月14日 ~2月28日	青果	541
				加工品(調味料・菓子等)	673
2	●KASUMI	20店舗	2月21-23日	青果	4,150
3	おうちコープ		12月27日-5月31日	青果	2,567
4	Omosanstreet(都内3レストラン)		10月8日-11月6日	青果	92
5	コスメキッチンアダブテーション(都内2レストラン・大阪1レストラン)		3月1日 ~2022年2月28日 (大阪は3月8日~)	青果	126
	●期間限定アンテナショップ(旬八青果店とKASUMI)店舗開催 延べ日数		200日	合計	8,149

以上

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症拡大による**外食、インバウンド等の需要減少の影響を依然として受けている農林漁業者、加工業者等**の新たな生活様式に対応した**販売促進・販路の多様化等の取組**を支援します。また、**国産農林水産物の消費拡大を推進**するため、メディア・SNS等を活用して、**農林漁業者等による地域の様々な取組を発信**します。

＜事業目標＞

インバウンドの減少等の影響を受けている農林漁業者等の販路多様化、流通構造の改革

＜事業の内容＞

1. 外食、インバウンド等の需要先を販路としていたが、**新型コロナウイルス感染症拡大の影響（インバウンドの減少、飲食店閉店等の影響）で販路を失った農林漁業者、加工業者等**の新たな生活様式に対応した**販売促進・販路の多様化等の取組**について、**食材費、送料、広告宣伝費等**を民間団体等を通じて支援します。

※品目については、対象の限定はありませんが、需要減少等の影響を受けている場合に対象となります。

（支援対象、補助率）

- ・消費者向けの新たな販路確立（インターネット販売）（定額、1/2）
- ・宅配・デリバリーを活用した多様な販路確立（1/2）
- ・創意工夫による多様な販路の確立（1/2）
- ・学校給食・子ども食堂等への食材提供（定額）

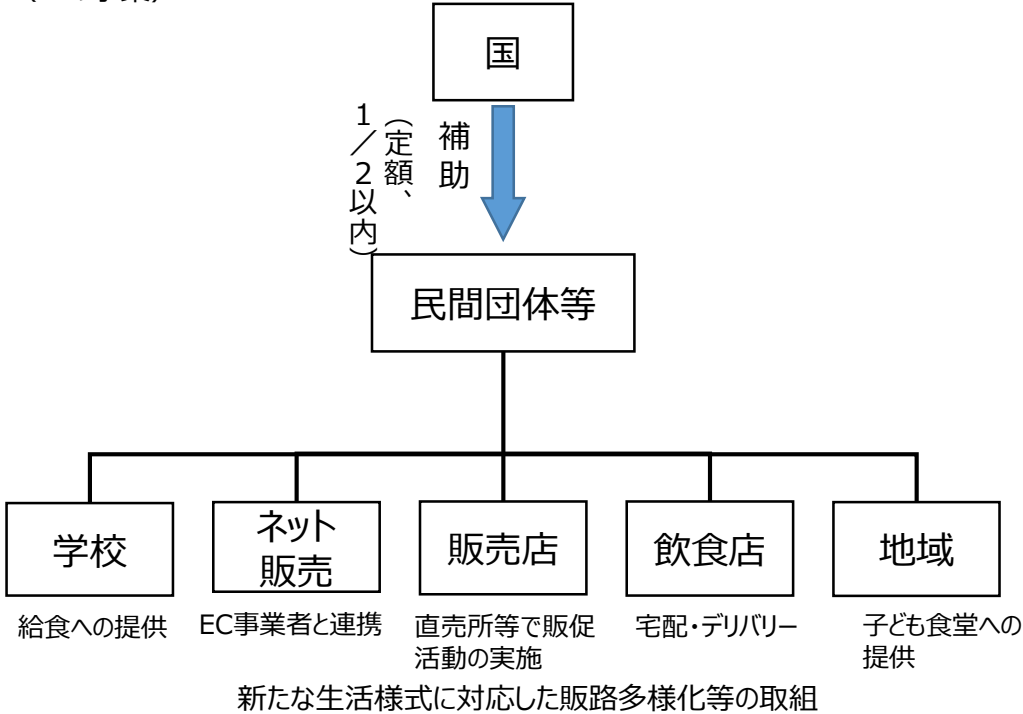
2. 国産農林水産物の消費拡大を推進するため、メディア・SNS等を活用して、**農林漁業者等による地域の様々な取組を発信**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

（1の事業）



【熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金 事業メニュー（第二弾）】

Ⅱ－⑤－１ 地元農林水産物等の販売支援担当課
【流通アグリビジネス課、観光物産課】**１ 概要**

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県産農林水産物等の売上げ回復を図るため、地域特産品等の販売促進につながる取組みを実施する市町村等を支援

２ 課題・問題

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、県産農林水産物等の売上げが減少している。

国は、全国的に特に影響の大きい品目を支援し、県は国の対象とならない品目を含めて、全県的な取組みの支援を行っている。

このため、地域の特産農林水産物等についての地域限定的な取組みについては、それらの支援対象とならない。

よって、産地毎や市町村単位、更には任意の出荷団体などが行う地域独自の販売促進の支援を行う必要がある。

※地域特産農林水産物
サラダ玉ねぎ、金魚など



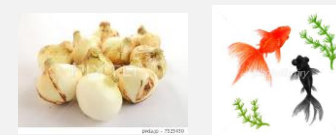
販路縮小・販売減少による経営悪化



販売促進支援
⇒V字回復

３ 事業概要

(1) 事業目的
市町村及び農業団体等への支援を通じた販売促進



(2) 対 象（販売促進活動に係る経費）
国の支援等の対象とならない農林水産物等の販売促進活動について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により販売量等が減少した地域特産の農林水産物等を対象として、新たな販売ルートの確保など継続的な販路拡大につながる取組みを対象に補助する。

- ・対象経費：試供品の提供に係る経費、PR資材等の作成に係る経費、マネキン雇用等に係る経費、商談会出展に係る経費、旅費、輸送費、インターネット販売に係るHP作成経費、新商品開発に係る経費、販売促進イベント等開催に係る経費、TVCM作成経費 等
※物産館等を運営する第3セクター等については、インターネット等を活用した新たな販路開拓の取組み（オンライン商談会・見本市・体験や、ECサイト新設等）を支援対象とする

- ・対 象 外：国の支援メニューで対応できる個別品目
（例：メロン、マンゴー、いちご、リーフ茶、牛肉、マダイ、エビ類など）
ただし、国の支援メニューで対象外となっている品目と一体的に販促活動を行う場合や個別品目であっても国の採択要件に合わない場合は対象とする。

- (3) 交付上限
- ・市町村が行う事業：事業費の1／2以内（上限2,500千円）
 - ・農業団体、第3セクター等が行う事業：市町村が補助する額の1／2以内（上限500千円）

Ⅱ-④ 県産肉・魚生産者の支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

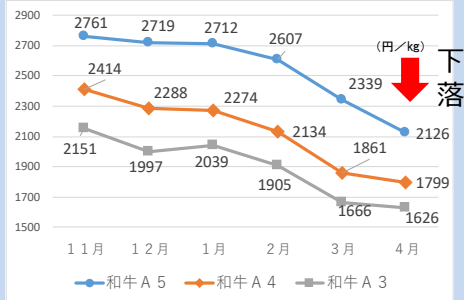
新

予算額7.8億円

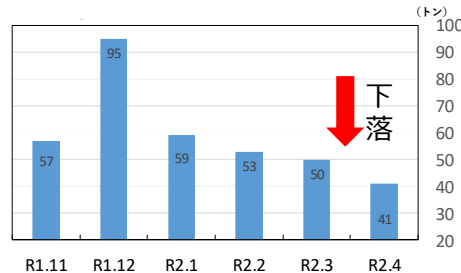
県産牛肉等学校給食提供推進事業〔畜産課〕
くまもの魚学校給食提供推進事業〔水産振興課〕
馬肉生産緊急支援事業〔畜産課〕

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響でインバウンドや外食需要が激減し、**県内生産者への影響が発生**
- 県産牛肉、県産地鶏及び県産魚の消費喚起の一環として、**小中学校等の学校給食に食材を提供する事業者を支援**することで、児童・生徒の県産農林水産物への理解醸成を図るとともに、県内生産者の経営の安定に繋げる
- **国の支援制度の対象とならない馬肉**についても、**在庫の冷凍保管や、消費回復時の在庫分の販売促進を支援**することで、馬肉の生産体制及び流通体制の維持を図る

＜現状・課題＞



東京市場和牛(去勢)枝肉価格の推移

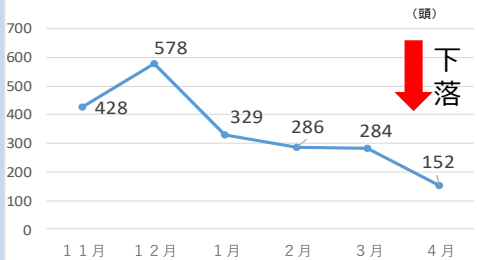


熊本卸売市場の取扱量の推移
(マダイ、ブリ、シマアジ)



インバウンドや外食需要の減少により、
県産肉・魚の消費が大きく減少

※4月の数字は暫定値



馬のと畜頭数の推移

＜事業概要＞

◆事業内容

国産農林水産物等販売促進緊急対策事業【(国)緊急経済対策】

(1) 県産肉・魚の小中学校等の学校給食への提供 741百万円

県産牛肉、県産地鶏及び県産魚を小中学校等へ提供する事業者の費用を支援。

(2) 馬肉生産者への支援 41百万円

コロナ臨時交付金

馬肉の生産・流通体制を維持するため、馬肉の在庫保管料や輸送料、計画的な出荷に要する経費を県独自に支援。

※牛肉は、国の緊急経済対策により在庫保管等の支援あり。

◆負担割合：(1) 国10/10 (2) 県10/10

◆事業主体：食肉関係団体、水産関係団体

別途、国の緊急経済対策により、直接、国から団体に対する以下の補助制度が創設されている。国の支援制度が有効に活用されるよう、団体等を通じ、積極的に周知する。

- ネット販売、飲食店と連携した新商品開発イベント等の販売促進
- 繁華街で花装飾を中心とした展示イベント等の花きの活用拡大
- 農林水産物の積み上がった在庫の保管料等の支援
- 野菜・花き・果樹・茶等の高収益物の生産者への次期作に向けた種苗等の資機材購入等の支援



【熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金 事業メニュー（第二弾）】

Ⅱ－⑤－２ 県産馬肉の学校給食提供支援事業担当課
【畜産課】**1 概要**

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている本県特産の馬肉の需要拡大を図るため、市町村が独自に学校給食へ無償提供を行う取組みを支援（県産牛肉・県産地鶏については、国の経済対策を活用して実施済み＜R2.6補で予算化＞）

2 課題・問題

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、インバウンドや外食需要が減少しており、本県特産の馬肉は、販売量が減少しているとともに、在庫が積み上がっている。
県内生産者への影響が懸念されるため、需要拡大が喫緊の課題になっている。



○畜産物への新型コロナウイルスによる影響額（R2年1月～6月）

・ 馬肉 **5.6億円**

3 事業概要

- (1) 事業目的 県産特産の馬肉について、市町村が学校給食に無償提供する取組みを支援することで、新型コロナウイルス感染の拡大により影響を受けている県産畜産物の需要拡大を図る。
- (2) 対 象 県産馬肉（市町村が独自に学校給食に無償提供する場合に支援）
※提供方法の例：カレーなどの煮込み料理、炒め物など
- (3) 交付上限 事業費の 1 / 2
（食材の提供回数は、上限 2 回まで）
- 事業費（補助対象経費全体）

↑

市町村
【1 / 2】

県（総合交付金）
【1 / 2】
- (4) 留意事項 県内で生産された馬肉を活用すること。



煮込み



馬肉コロッケ

令和2年3月18日

- 国内において、連日、新型コロナウイルスの感染者が確認され、市民生活や経済への影響は深刻さを増しており、引き続き、感染拡大の防止、地域経済へのインパクトの最小化に向けた対策が必要。
- 加えて、地域、経済界等が抱える課題等を踏まえ、地域経済の回復に向けた本市独自の取組を行うこととし、新たに**総額11億円規模の緊急対策**を取りまとめた。
(第1弾 17億円、第2弾 5億円、第3弾 11億円 総額33億円)

1 感染拡大防止のための緊急対策

約4. 0億円

- ・社会福祉施設等における感染対策の支援(国緊急対応策第2弾) 約3. 6億円
児童福祉施設や障がい者施設等に対するマスク・消毒液等の購入費の助成(ほか障がい者の在宅就労を推進するため、事業所におけるテレワークシステム導入を支援)

2 学校給食休止への対応

約1. 4億円

- ・学校給食休止による食品納入業者や生産者への支援・食品ロスへの対応 約1. 4億円
(国緊急対応策第2弾)
キャンセルできなかった食材を市学校給食会を通じて購入する等、納入業者や生産者に損失が生じないようにきめ細かな支援(購入した食材は代替販路により可能な限り市場に流通させるとともに、フードバンクへの無償提供等により食品ロスを抑える。)
- ・学校給食費の返還(国緊急対応策第2弾) 全額を返還
臨時休業期間中の学校給食費の全額を保護者に返還

3 地域経済へのインパクトの最小化

- ・固定資産税、都市計画税及び事業所税の納期限の延長
平成28年熊本地震時と同様、納期限を延長
- ・中小企業向け金融支援制度(3月2日・9日発表分)の拡充 利子補給の対象拡大
県制度融資の新たな制度(危機関連保証)を利子補給(3年間全額補給)の対象に追加
- ・農業者向け金融支援制度(3月9日発表分)の拡充 利子補給期間を延長
新型コロナウイルス対策緊急支援資金の利子補給期間を3年から5年へ延長

4 地域経済の回復に向けた取組(収束後を見据えて)

約5. 7億円

- ・観光客受入環境の整備(国緊急対応策第2弾) 約0. 4億円
地域の観光資源を活かした魅力的な旅行コンテンツの造成や訪日外国人旅行者の受入環境の整備
- ・熊本城特別公開第2弾のプロモーション(拡充) 約0. 3億円
熊本城特別公開に向けたCM・広報の拡充
- ・コンサート・イベントの誘致 約0. 1億円
コンサート等の開催に係るホール利用料の助成
- ・購入者の方にお得な商品券発行への助成(商店街、商工会等) 約2. 4億円
商店街・商工会等が販売する商品券(プレミアム率30%)への助成(補助率10/10)
- ・熊本市版「ふっこう割」(宿泊割引)の実施 約1. 0億円
観光客向けの宿泊割引に要する経費
- ・イベント等の開催 約1. 5億円
熊本城特別公開第2弾関連イベント・『ONE PIECE』関連イベントの開催
商店街等が実施するイベント等への助成(補助率10/10)

[県独自資金]

新型コロナウイルス対策緊急支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営が悪化した農業者・漁業者が、今後の経営に支障を来さないよう、**5年間の利子全額補助・保証料不要**の貸付を行います。

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、農業・漁業収入が前期より10%以上減少した（見込み）等の農業者・漁業者
貸付対象（使途）	運転資金（肥料、農薬、資材費、その他経営に必要な経費等）
融資限度額	1,000万円
貸付金利	1.50%（R2.5.18現在）
償還期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
利子補給期間	5年間無利子化
融資機関	農業者：農業協同組合・農林中央金庫・知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合 漁業者：漁業協同組合・農林中央金庫・知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合
保証料	0%（県と市で負担）
問合せ先	農業者 ⇒ 農水局 農政部 農業支援課 TEL：096-328-2384 漁業者 ⇒ 農水局 水産振興センター TEL：096-311-4010

【新型コロナウイルス感染症対策(緊急経済対策)】 農業者向け金融支援策

(令和2年6月12日時点)

農林水産省経営局金融調整課

減収等により当面の資金繰りにお困りの方

- 貸付当初5年間は実質無利子で融資が受けられます。
- 更に、実質無担保等での融資が受けられます。

☆ 利用可能な資金

農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、
経営体育成強化資金、農業近代化資金

既往債務の返済にお困りの方

- 既往債務の償還猶予等について、借入金融機関に御相談ください。
 - ☆ 国は、金融機関等関係機関に対し、繰り返し、既往債務の償還猶予等の配慮を要請しています。
- 経営が困難となった農業者の方は、負債整理資金の利用が可能です。
なお、この負債整理資金も貸付け当初5年間は実質無利子で、実質無担保等の融資が受けられます。

☆ 利用可能な資金

農業経営負担軽減支援資金、経営体育成強化資金、スーパーL資金

新たに販路拡大や省力化等の施設整備に取り組まれる方

- 施設整備のための資金について、貸付当初5年間は実質無利子で融資が受けられます。
 - ☆ 利用可能な資金
スーパーL資金、経営体育成強化資金、
農林漁業施設資金、農業近代化資金

融資にあたり、保証機関の保証をご希望される方

- 農業信用基金協会による債務保証について、当初5年間は保証料の免除が受けられます。
- 更に、実質無担保等で債務保証が受けられます。
 - ☆ 支援の対象となる資金
農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、
その他農業者向け民間借換資金

農林漁業セーフティネット資金

農林漁業セーフティネット資金とは

一時的な影響に対し、経営の維持安定に必要な長期資金です。

借入対象者

認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等

資金使途

長期運転資金

借入限度額

1年間の経営費又は粗収益に相当する額（いずれか低い方）
簿記記帳を行っていない方は、**1,200万円**以内

金 利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

15年以内(うち据置期間3年以内)

担 保

実質無担保

※民間金融機関からの融資を受け易くするための
劣後ローンを含む

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- ☐ (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- ☐ 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- ☐ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)

農業経営基盤強化資金とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

借入対象者

認定農業者であること

資金使途

農機具、農舎などの**施設資金**、**長期運転資金**（負債整理含む）など

借入限度額

個人は**3億円**（複数部門経営等は**6億円**）以内、
法人は**10億円**（民間金融機関との協調融資の状況に応じ**30億円**）以内

金利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

25年以内(うち据置期間10年以内)

担保

実質無担保

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- ☐ (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- ☐ 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- ☐ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

経営体育成強化資金

<前向き投資資金>

経営体育成強化資金<前向き投資資金>とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

借入対象者

主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など

資金使途

農機具、農舎などの**施設資金、長期運転資金**（※）
（※ 長期運転資金は集落営農組織などに限る）

借入限度額

貸付けを受ける者が**負担する額の80%**
ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して
個人1.5億円、法人5億円の範囲内

金 利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

25年以内（うち据置期間3～10年以内）

担 保

実質無担保

取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- ☐ （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- ☐ 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- ☐ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ 経営体育成強化資金

<償還負担軽減資金（①再建整備資金）>

経営体育成強化資金<償還負担軽減資金（①再建整備資金）>とは

償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

借入対象者

主業農業者、認定新規就農者など

資金使途

制度資金以外の負債整理資金

借入限度額

個人は**1,000～2,500万円**以内、法人は**4,000万円**以内
ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して
個人1.5億円、法人5億円の範囲内

金 利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

25年以内（うち据置期間3年以内）

担 保

実質無担保

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- ☐ (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- ☐ 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- ☐ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

経営体育成強化資金

<償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）>

経営体育成強化資金<償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）>とは

償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

借入対象者

主業農業者、認定新規就農者など

資金使途

制度資金に係る負債整理資金

借入限度額

**経営改善計画期間中（個人：5年間、法人：10年間）に
支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額**

ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して

個人1.5億円、法人5億円の範囲内

金 利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

25年以内（うち据置期間3年以内）

担 保

実質無担保

取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- ☐ （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- ☐ 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- ☐ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

農林漁業施設資金

農林漁業施設資金とは

施設の整備等のために必要な長期資金です。

借入対象者

- ① 農業を営む者
- ② 農業協同組合、農業協同組合連合会等

資金使途

農機具、共同利用施設などの**施設資金**

借入限度額

- ① は原則、貸付けを受ける者が**負担する額の80%**（但し、資金使途によっては上限額あり）
- ② は**負担額の80%**

金 利

当初5年間は、実質無利子

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

- ① は原則 15年（うち据置期間3年）以内
- ② は原則 20年（うち据置期間3年）以内

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫
(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

問い合わせ先

- ☐ (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- ☐ 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）

農業近代化資金

農業近代化資金とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

借入対象者

認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など

資金使途

農機具、農舎などの**施設資金、長期運転資金**

借入限度額

個人は**1,800万円**以内、法人・団体は**2億円**まで
(農業参入法人は1億5千万円まで)

金 利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

資金使途に応じて、7～20年以内
(うち据置期間は2～7年以内)

保 証

農業信用基金協会の保証を利用される場合、**実質無担保**で
当初5年間は**保証料免除**

※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。

取扱融資機関(※)

農協、信農連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、
信用組合

※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

農業経営負担軽減支援資金

農業経営負担軽減支援資金とは

償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

借入対象者

負債の償還が困難となっている農業者

資金使途

負債整理資金

借入限度額

営農負債の残高

金 利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

10年以内（うち据置期間3年以内）

※ただし、年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合は、15年以内

保 証

農業信用基金協会の保証を利用される場合、**実質無担保**で
当初5年間は**保証料免除**

※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。

取扱融資機関^(※)

農協、信農連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、
信用組合

※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

～漁業者の資金繰りの支援～

【水産金融総合対策事業：32億円】

1 日本政策金融公庫の無利子融資を受けることが可能です

農林漁業セーフティネット資金を、実質無担保・無保証人で借り入れることが可能です

【融資条件】

- ①用 途：漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
- ②対 象 者：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者
※「影響の有無」は漁業者からの申告に基づき金融機関が確認します
- ③貸付限度額：1,200万円 ただし、簿記記帳を行っている場合は年間経営費の12/12
又は 粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額を選択可能
- ④貸付金利：0.2%※→当初5年間は無利子※令和2年5月1日現在
- ⑤償還期限：**15年以内**（うち措置期間3年以内）

【相談窓口】

お近くの日本政策金融公庫にご相談ください 0120-926-478（平日9時～17時）

【その他】施設整備のための融資（日本政策金融公庫資金）も

無利子化等の対象となりますのでご相談ください

2 漁業近代化資金の無利子融資を受けることが可能です

漁協、信漁連等が融資する漁業近代化資金のうち5号資金を、
実質無担保・無保証人、保証料免除で借り入れることが可能です

【融資条件】

- ①用 途：養殖、放流用種苗の購入・育成資金（5号資金）
- ②対 象 者：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者
※「影響の有無」は漁業者からの申告に基づき金融機関が確認します
- ③貸付限度額：i 養殖業者（個人） 9千万円
ii 養殖業者（法人） 3億6千万円
- ④貸付金利：0.2%※→当初5年間は無利子※令和2年5月1日現在
- ⑤償還期限：**5年以内**（うち据置期間2年以内）

【相談窓口】

お近くの漁協、信漁連にご相談ください

【その他】施設整備のための融資（漁業近代化資金）も

無利子化等の対象となりますのでご相談ください

3 その他（既往債務の借換、その他民間資金）

既往債務の借換なども無利子融資、実質無担保・無保証人化、保証料助成が
受けられる場合がありますので、お近くの漁協、信漁連等にご相談ください

【お問合せ先】水産庁水産経営課 03-6744-2347

2 和牛肉保管在庫支援緊急対策

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、インバウンドや外食の需要が大幅に低下したことにより、**和牛肉の需要が低下し、価格が急落し**、これに伴って**和牛肉在庫が積み上がっており**、この状況が続けば、食肉卸売事業者の経営環境のみならず、国内の牛肉生産にも悪影響が及ぶ懸念があります。このため、販売促進に取り組む食肉卸売事業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により積み上がった**在庫の保管料等を支援**することにより、和牛肉の円滑な流通を図ります。併せて、**販売促進計画に基づき実際に販売した場合**には、その**実績に応じて奨励金を交付**します。

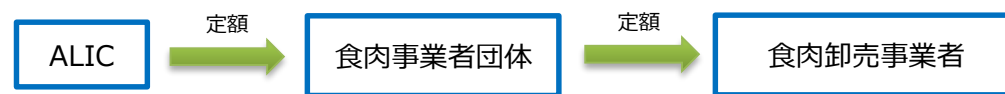
<政策目標>

「食料・農業・農村基本計画」において設定された需要に応じた生産数量目標を達成
牛肉の生産量 33万トン（平成30年度）⇒ 40万トン（令和12年度まで）

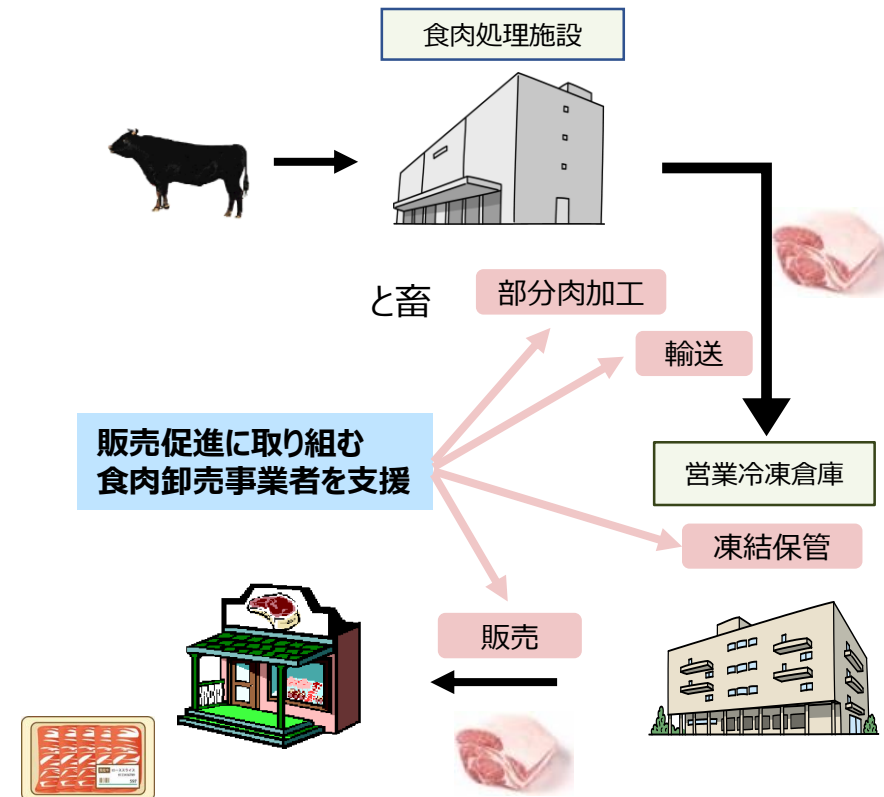
<事業の内容>

- （１）新型コロナウイルス感染拡大の影響により**積み上がった和牛肉の在庫の解消**を図るため、**販売促進計画を作成した食肉卸売事業者**に対し、当該在庫の**保管経費**（凍結料、保管料、金利等）を**支援**します。
- （２）併せて、**販売促進計画に基づき実際に販売した場合**には、その**実績に応じて奨励金を交付**することを通じ、在庫の解消に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



14 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による国内外の需要減少により枝肉価格が低下し、畜産農家の経営悪化が懸念されます。このため、優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組や出荷延期に伴う掛かり増し経費等を支援します。

<政策目標>

- 出荷体重増加、肥育期間短縮、事故率低減による、**肥育経営の体質強化、牛肉生産の安定化**
- 資金繰り対策の実施による、畜産経営の維持・継続

<事業の内容>

1. 肥育生産支援

- 畜産農家が、肥育生産の計画を作成し、経営の体質強化に資する取組メニューに2つ以上取り組んだ場合、出荷頭数に応じて2万円/頭を交付します。
※枝肉価格が前年同月比30%（40%）下落した場合に取組メニューに3つ以上取り組んだときは、4万円/頭（5万円/頭）を交付します。

2. 計画出荷支援

- 生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費（定額）を交付します。

3. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の生産者負担金の納付猶予

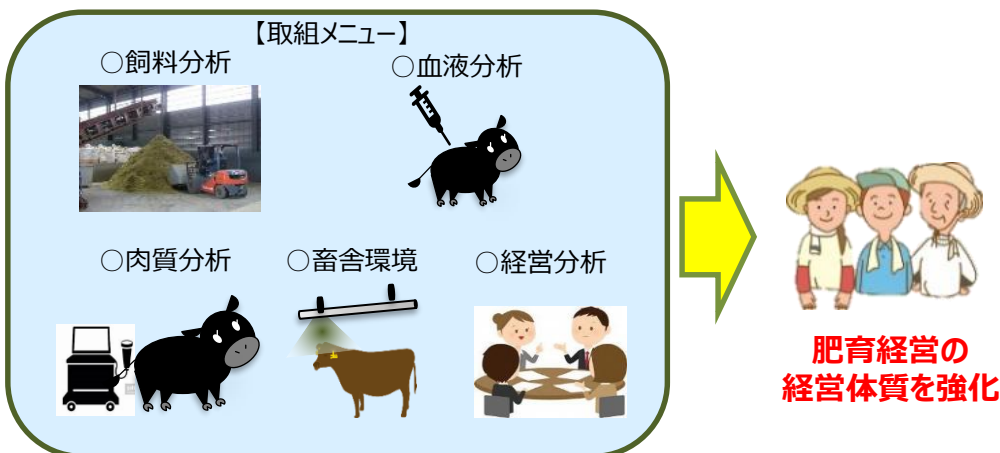
- 牛マルキンの生産者負担金の納付猶予を実施します。（国費分（3/4）の交付）

4. 畜産特別資金の緊急貸付け

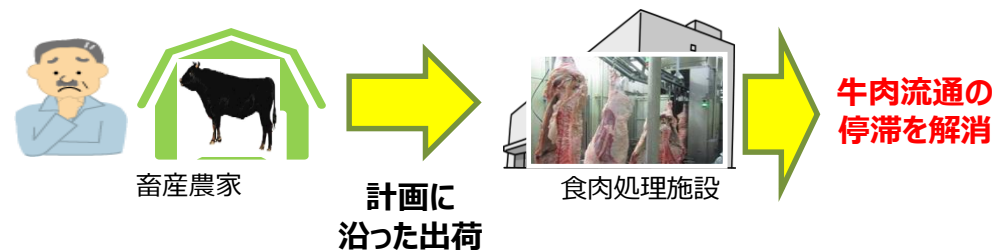
- 通常の貸付日（5月末日及び11月末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

<事業イメージ>

1. 肥育生産支援



2. 計画出荷支援



<事業の流れ>



2 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

【令和2年度ALIC事業 10,804百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、**肉用子牛の価格が急落**しており、生産者の意欲低下により**肉用牛生産基盤の弱体化が懸念**されるため、**経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援**します。

<事業目標>

生産者の意欲を維持し、肉用牛生産基盤の弱体化を防止。

<事業の内容>

- 肉用子牛の品種区分ごとの全国平均価格（月別）が、発動基準（下表）を下回った場合に、経営改善のための取組メニュー（右図）のうち2つ以上を行う生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付します。

品種区分	発動基準① (奨励金単価：1万円/頭)	発動基準② (奨励金単価：3万円/頭)
黒毛和種	60万円	57万円
交雑種	30万円	29万円
乳用種	18万円	17万円

注：発動基準は消費税込価格

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<取組メニュー> 以下の4つのうち2つ以上に取り組む

- 畜舎の環境改善
(防虫・暑熱・寒冷対策等)



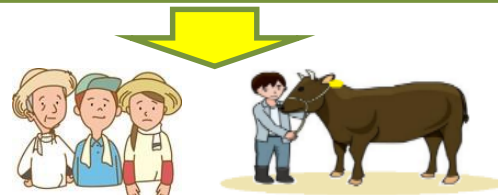
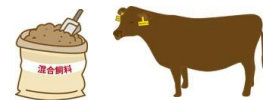
- 経営分析
(経営管理研修会への参加等)



- 子牛の疾病防止
(下痢防止剤の投与等)



- 繁殖雌牛・子牛の栄養状態の改善
(ビタミン等飼料添加物の利用等)



**肉用子牛生産の継続
生産者の経営改善**

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

自然災害や病虫害、
鳥獣害などで
収量が下がった



市場価格が
下がった



災害で
作付不能になった



けがや病気で
収穫ができない



倉庫が浸水して
売り物に
ならない



取引先が
倒産した



盗難や
運搬中の事故に
あった



輸出したが
為替変動で
大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

- 保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の**9割**を上限に補填します。

- ※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。
- ※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

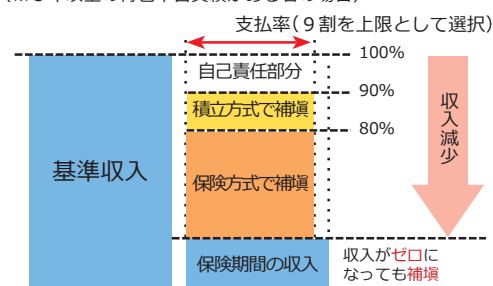
- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

- ※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

基本のタイプ

基本のタイプの補填方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

令和2年1月からは、補償の下限を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することができます。

➡詳しくは次のページへ！

- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。
- このタイプは、保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円**(積立金90万円、保険金720万円)の**補填**が受けられます。

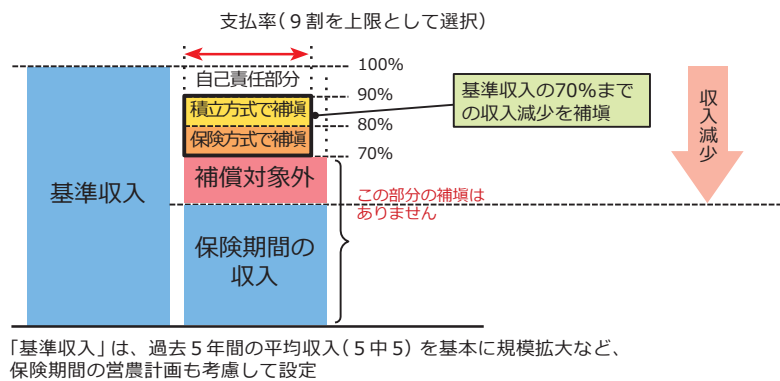
掛金の安いタイプをご紹介します！
補償の下限は、基準収入の50%、60%、70%から選択できます。

例えば、基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割を上限に補填**を受けるタイプです。
 - 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料4.4万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**（積立金90万円、保険金90万円）の補填が受けられます。
- ただし、**700万円を下回った分の補填はありません**。
- 保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。**

	保険料	積立金	付加保険料（事務費）	補填金
基本のタイプ	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.4万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

基本収入の70%を補償の下限とした場合の補填方式
(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和2年1月～12月の場合のイメージです。
※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

令和元年	令和2年	令和3年
12月末まで	1月～12月 (税の収入の算定期間)	確定申告後（3～6月）
加入申請	保険期間	保険金・特約補填金の請求・支払
保険料・積立金・付加保険料（事務費）の納付		

※保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

～積立ぶらすの基金の積み増しと特例措置の導入～

【漁業収入安定対策事業：102億円】

1 収入補てんのための基金を積み増し

漁業共済に加入し、資源管理又は漁場改善に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者1:国3の割合で補てんを行います

積立ぶらすの基金を102億円積み増し、支払増に対応します

また、今回新たに、以下の特例措置を講じます

2 漁業者の積立金の仮払いが可能です

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者を対象に、契約を維持したまま、漁業者の積立金を、契約期間中に仮払いします

【対象者】：新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、令和2年1月以降に収入が過去の収入と比べて、**20%以上減少した月が1月**でもある漁業者が対象

【必要書類】：令和2年1月以降の収入が20%以上減少したことを示す所属団体（漁業協同組合等）の長の証明が必要となります

【相談窓口】：お近くの漁業共済組合にご相談ください

3 漁業者の積立金の積立猶予が可能です

自己積立金の支払期限を新型コロナウイルスの影響が収束するまで猶予します

【対象者】：新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて減収となった漁業者が対象

①新規契約の場合、基準収入が1.6億円以下の契約の方

②継続契約の場合、前年度契約の積立額までの契約の方

【相談窓口】：お近くの漁業共済組合にご相談ください

【お問合せ先】水産庁漁業保険管理官 03-6744-2356

18 野菜価格安定対策事業

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食等の需要減少や市場入荷量の増加により野菜価格が著しく低落し、野菜価格安定対策事業の交付額が増加したことから、価格下落の影響緩和対策として事業を円滑に実施できるよう資金の追加を行い、野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図ります。

<政策目標>

野菜の生産及び出荷の安定を図ることで、市場入荷量及び市場価格の変動を抑制

<事業の内容>

1. 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

特定野菜の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜価格安定対策事業

契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給事業

契約取引される特定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地要件によらず契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、交付金を交付します。

6. 緊急需給調整事業

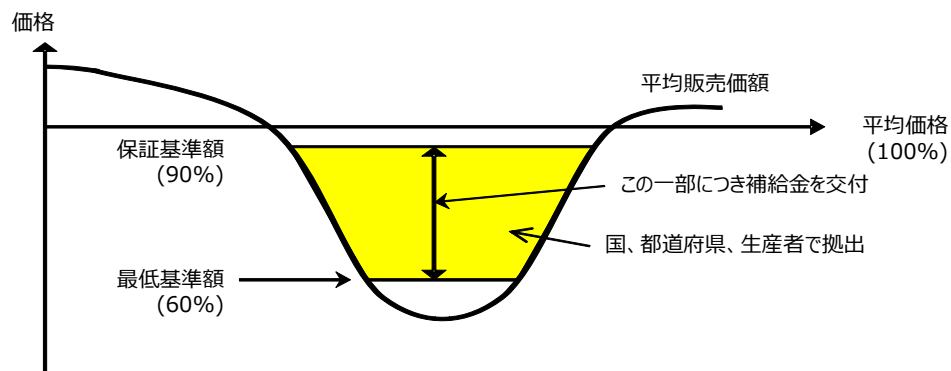
重要野菜等の価格が著しく低下し出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

負担金の納付猶予

登録出荷団体等の負担金の納付猶予を実施します。

<事業イメージ>

【基本の仕組み】



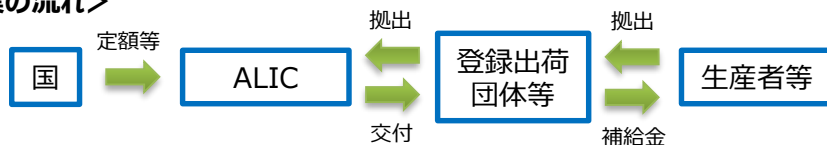
【指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜】

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

【特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜】

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

<事業の流れ>



肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)

事業概要

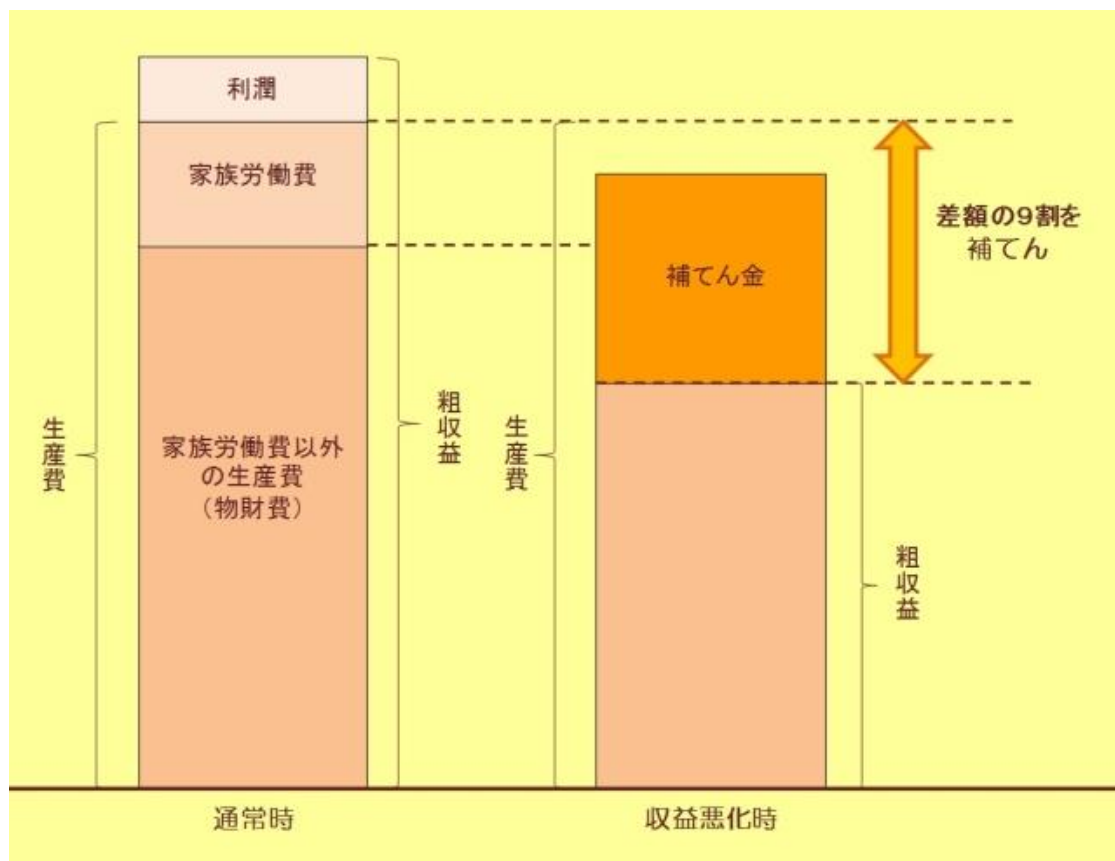
1. 事業の目的

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と機構の補助により造成した基金から粗収益と生産費との差額の9割(※)を補てんすることにより、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的としています。

※ 子牛価格の高騰により、肉用牛肥育経営の収支が大幅に悪化することが見込まれる状況にあるため、平成30年度の単年度措置として補てん率を8割から9割として実施。

2. 事業の仕組み

肉用牛経営の安定を図るため、生産者の拠出と機構の補助(生産者:機構=1:3)により基金を造成し、原則として四半期ごと(当面は月ごと)の肥育牛1頭当たり平均粗収益が平均生産費を下回った場合に、その差額分の9割が補てんされます。



(図1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業

3. 事業の対象者

- ・都道府県域を範囲とする民間団体
- ・肥育牛生産者

<対策のポイント>

漁業者や漁船による漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援し、資源管理の取組強化と漁場生産力の向上を図ります。

<事業目標>

資源管理の取組強化と漁場生産力の向上

<事業の内容>

- 新資源管理導入円滑化等推進事業の新メニューとして、
資源・漁場保全緊急支援事業（新規事業）を創設

- 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況において、魚価の低下などにより休漁する漁業者が全国で発生し、漁業者が苦境に陥っています。

この状況を改善するため、休漁中の漁業者自らによる漁場保全活動や水産資源調査を支援し、漁業者の資源管理に資する活動を促進するとともに漁場生産力の向上を図ることとします。

1. 水産資源の再生産につながる環境・生態系の保全

漁場の耕うん・堆積物除去、藻場・干潟等の機能保全、海域・河川の環境保全等、緊急的に実施する漁場保全対策及び漁場環境情報の収集

2. 資源管理の前提となる水産資源の調査

海洋環境調査・モニタリングや試験操業による資源の分布情報や生物サンプルの収集等、資源評価や管理手法の検討に資するもの

<事業イメージ>

環境・生態系の保全



海底耕うん
＋
底質情報
把握



ウニ駆除
＋
ウニ成熟度、
海藻生物相

水産資源の調査・モニタリング



海洋環境
データの収集

簡易CTD

試験操業



生物サンプルの収集



赤潮発生状況



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業）水産庁計画課（03-3501-3082）
栽培養殖課（03-3502-0895）
（2の事業）漁場資源課（03-6744-2380）
栽培養殖課（03-3502-0895）

4 農業労働力確保緊急支援事業

<対策のポイント>

他地域の農業従事者等の**即戦力人材**や他産業従事者、学生等の**多様な人材**による**援農・就農**に必要な活動費、研修に必要な機械・設備の導入を支援することで、**新型コロナウイルス感染拡大の影響による人手不足を解消し農業生産を維持するとともに、将来の農業生産を支える人材を育成**します。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による農業における**人手不足の解消と農業生産の維持**

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 即戦力人材による援農支援

- 他地域の農業従事者や地域の農業関係者など**農業経験を有する人材**が、**人手不足となった農業経営体において農作業を実施（援農）**する際の活動費を支援します。

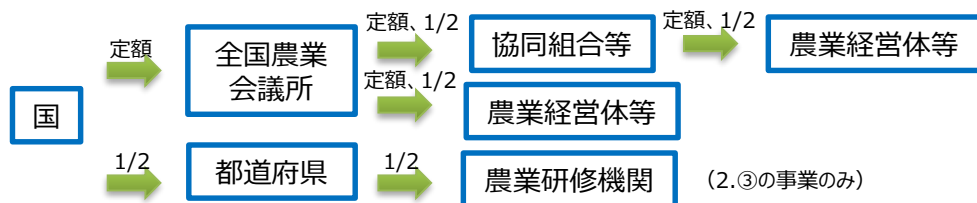
2. 多様な人材による援農・就農支援

- ① **他産業従事者や学生等の多様な人材**が**援農・就農**する際の活動費を支援します。
- ② ①の人材が、**援農・就農の前後**に研修機関や農業経営体等において**研修**を受ける際の活動費を支援します。
- ③ ①の人材を対象に、農業機械の操作方法等の指導を行う研修機関（農業大学校、農業高校等）に対し、スマート農業等の実施のための**研修用の機械・設備の導入**を支援します。

3. 国内人材の呼び込み

- 地域のJAや農業経営体等が、1及び2の**人材を集めるため**、民間の人材派遣サービス等を活用した**マッチングの実施や情報発信**を支援します。

<事業の流れ>



即戦力人材
多様な人材

マッチング、情報発信の支援

人手不足の産地



・他地域の農業従事者
・他産業で働いている者
・学生
等



交通費、
宿泊費（住居費）
の支援



✓地域の研修機関
（学校等）



✓農業法人・農家
✓農業サービス事業体

掛け増し労賃、
研修費、保険料
研修用機械・設備の導入
支援



**人手不足の解消、農業生産の維持
将来の農業生産を支える人材育成**